

津 市 公 報		第 4 5 5 号 令和6年12月5日
目 次		
津市規則		
広報津発行規則の一部を改正する規則		
津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市事務分掌規則及び津市公印規則の一部を改正する規則		
津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則		
津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市訓令		
津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令		
津市支所及び出張所処務規程及び津市事務専決規程の一部を改正する訓令		
津市告示		
津市議会の招集		
介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止		
地域密着型サービス事業者の廃止		
地域密着型サービス事業者の指定		
津市公告		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
開発行為に関する工事の完了		
開発行為に関する工事の完了		
開発行為に関する工事の完了		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
開発行為に関する工事の完了		
開発行為に関する工事の完了		
津市農業振興地域整備計画の軽微な変更		
津市農業振興地域整備計画の軽微な変更		
津市農業振興地域整備計画の軽微な変更		
津市上下水道事業告示		
津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示		
津市監査委員告示		
住民監査請求監査の結果の公表		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

広報津発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 2 号

広報津発行規則の一部を改正する規則

広報津発行規則（平成 1 8 年津市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び 1 6 日」を削る。

第 3 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 3 号

津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中「被保険者証」を「資格確認書、被保険者証」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

津市事務分掌規則及び津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 4 号

津市事務分掌規則及び津市公印規則の一部を改正する規則

(津市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 津市事務分掌規則（平成 1 8 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 健康福祉部の表保険医療助成課の部保険担当の項第 2 号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同部後期高齢者医療担当の項第 4 号中「後期高齢者医療被保険者証等」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

(津市公印規則の一部改正)

第 2 条 津市公印規則（平成 1 8 年津市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の部中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 5 号

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「受けようとする者」の次に「（以下「受診者」という。）」を加え、同条ただし書中「ただし、」の次に「受診者が」を加え、「が被保険者証を受付に提示した」を「であることが確認できた」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 6 号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 号中「第 2 条、第 3 条」を「第 2 条から第 4 条まで」に改め、同条第 5 号中「国民健康保険被保険者証再交付申請書（第 5 号様式）」を「国民健康保険資格確認書再交付申請書（第 5 号様式の 2）」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 法施行規則第 6 条第 1 項に規定する申請書は、国民健康保険資格確認書交付申請書（第 5 号様式）によるものとする。

第 1 1 条に次の 1 号を加える。

(7) 法施行規則第 7 条の 3 の 2 第 1 項に規定する申請書は、国民健康保険資格情報通知書再交付申請書（第 5 号様式の 3）によるものとする。

第 1 4 条中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第 1 5 条中「第 6 条第 9 号又は第 1 1 号」を「第 6 条第 8 号、第 9 号又は第 1 1 号」に、「被保険者証（組合員証を含む。）」を「資格確認書」に改める。

第 1 6 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条第 3 項を削る。

第 1 7 条（見出しを含む。）及び第 1 8 条（見出しを含む。）中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第 2 4 条中「の領収書」を「に領収書」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第11条関係）

（宛先）津市長
国民健康保険異動届
太枠のみ記入してください。

届出 人	1. 本人 2. 世帯主(員) 3. 代理人	住所	氏名			連絡先（電話番号）				
届出日		異動日								
現住所	都道府県		番地 番	アパート名等		世帯主名		個人番号		
旧住所	都道府県		番地 番	アパート名等		世帯主名		個人番号		
異動対象者			続柄	マイナ保険 証 利用登録	番号 確認	資格区分 資格異動日	交付処理	資格処理	異動事由	
1	フリガナ			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	マイナC 通知C 住民票	普主 擬主 被保 ・	☐ 資格確認書 (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収・修正)	取得	記号番号	転入 世帯合併 社離 記番変更 出生 国組離脱 生廃 後期離脱 その他 擬主取得 特定者 ()
	氏名	男・女					☐ 資格情報のお知らせ (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収)			
	生年月日	年 月 日								
	個人番号									
2	フリガナ			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	マイナC 通知C 住民票	普主 擬主 被保 ・	☐ 資格確認書 (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収・修正)	喪失	記号番号	転出 世帯合併 社入 記番変更 死亡 国組加入 生開 後期加入 その他 擬主喪失 特定者 ()
	氏名	男・女					☐ 資格情報のお知らせ (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収)			
	生年月日	年 月 日								
	個人番号									
3	フリガナ			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	マイナC 通知C 住民票	普主 擬主 被保 ・	☐ 資格確認書 (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収・修正)		備考	
	氏名	男・女					☐ 資格情報のお知らせ (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収)			
	生年月日	年 月 日								
	個人番号									
4	フリガナ			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	マイナC 通知C 住民票	普主 擬主 被保 ・	☐ 資格確認書 (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収・修正)			
	氏名	男・女					☐ 資格情報のお知らせ (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収)			
	生年月日	年 月 日								
	個人番号									
5	フリガナ			☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	マイナC 通知C 住民票	普主 擬主 被保 ・	☐ 資格確認書 (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収・修正)			
	氏名	男・女					☐ 資格情報のお知らせ (交付・未交付・郵送・差替) (回収・未回収)			
	生年月日	年 月 日								
	個人番号									

第 2 号様式中「被保険者証を添えて」を削り、「被保険者証記号番号」を「記号番号」に改める。

第 3 号様式中「被保険者証記号番号」を「記号番号」に改める。

第 4 号様式中「、被保険者証を添えて」を削り、「被保険者証記号番号」を「記号番号」に改める。

第 5 号様式中「国民健康保険被保険者証再交付申請書」を「国民健康保険資格確認書再交付申請書」に、「被保険者証を」を「資格確認書を」に、「被保険者証記号番号」を「記号番号」に、「被保険者証紛失の」を「資格確認書を紛失した」に改め、同様式を第 5 号様式の 2 とし、第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第5号様式（第11条関係）

国民健康保険資格確認書交付申請書

（宛先）津市長

次のとおり資格確認書の交付を申請します。 年 月 日

申請者	氏 名		電 話	- -														
	住 所																	
	続 柄	☐ 世帯主本人 ☐ 世帯員() ☐ その他()																
世帯主	氏 名		個人番号															

※ ここから下の枠内は、交付を希望する人について記入してください。

記号番号																		
住 所		☐ 同上																
1	フリガナ		申請理由	1 マイナンバーカードの紛失 2 マイナンバーカード返納(予定) 3 要介助者 4 その他()														
	氏 名																	
		生年月日	年 月 日	個人番号														
2	フリガナ		申請理由	1 マイナンバーカードの紛失 2 マイナンバーカード返納(予定) 3 要介助者 4 その他()														
	氏 名																	
		生年月日	年 月 日	個人番号														
3	フリガナ		申請理由	1 マイナンバーカードの紛失 2 マイナンバーカード返納(予定) 3 要介助者 4 その他()														
	氏 名																	
		生年月日	年 月 日	個人番号														
4	フリガナ		申請理由	1 マイナンバーカードの紛失 2 マイナンバーカード返納(予定) 3 要介助者 4 その他()														
	氏 名																	
		生年月日	年 月 日	個人番号														
申請理由欄の 補足説明																		
備 考																		

第 5 号様式の 2 の次に次の 1 様式を加える。

第 5 号様式の 3（第 1 1 条関係）

国民健康保険資格情報通知書再交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

世帯主 氏 名
個人番号

電 話

届出人 氏 名

私は、資格情報通知書を紛失破損しましたので、次のとおり再交付を申請します。

1 記号番号

2 被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

氏 名	生 年 月 日	個人番号
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

3 再交付の理由

第 6 号様式中「被保険者証記号番号」を「記号番号」に、

「

徴収猶予金額の納付方法	
-------------	--

」を

「

徴収猶予金額の納付方法	
-------------	--

」に

※ 世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

改める。

第 7 号様式中「

被保険者証記号番号

」を「

記 号 番 号

」に、

「被保険者証記号番号
上記のとおり証明します。」を「
上記のとおり証明します。」に改める。

「

減 額

」

第 8 号様式中「一部負担金について」を「一部負担金免 除について
徴収猶予」に

改める。

第 1 0 号様式中「被保険者証記号番号」を「記号番号」に、

「

一般・退職本人・退職扶養
7 0 歳以上一般・7 0 歳以上一定以上・3 歳未満

」を
「

7 0 歳以上一般・7 0 歳以上一定以上・未就学児

」に改める。

第 1 1 号様式中「被保険者証記号番号」を「記号番号」に、

「

資格区分		一般	7 0 歳以上一般
		退職本人	7 0 歳以上一定以上
		退職扶養	3 歳未満
	△	△	その他

」を

「

資格区分	7 0 歳以上一般・7 0 歳以上一定以上・未就学児
------	----------------------------

」に改める。

第 1 2 号様式中

「

被保険者証記号番号		
資格区分	一般・退職本人・退職扶養	7 0 歳以上一般・7 0 歳以上一定以上・3 歳未満

」を

記 号 番 号		に 」
資 格 区 分	70歳以上一般・70歳以上一定以上・未就学児	

改める。

第13号様式の3及び第14号様式中「被保険者証記号番号」を「記号番号」に改める。

第15号様式中「被保険者証記号番号」を「記号番号」に、
「※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略すること
ができます。」を

「※ 委任状の欄の世帯主の氏名を自署する場合は、押印を省略すること
ができます。」に

※ 死産・流産・人工妊娠中絶の場合は、出生児の氏名等の記載は不要
です。」

改める。

第16号様式、第23号様式、第26号様式、第27号様式、第30号様式
及び第33号様式その1中「被保険者証記号番号」を「記号番号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 7 号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則
第 1 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別記様式備考を次のように改める。

備考 診療については、係員の指示に従ってください。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

津市訓令第 1 1 号

庁中一般

出先機関

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市地域包括支援センター設置規程の一部を改正する訓令

津市地域包括支援センター設置規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表主任介護支援専門員の項を次のように改める。

主任介護支援専門員	1 次の各号のいずれにも該当する介護支援専門員有資格者 (1) 実務経験を有する介護支援専門員又は現に介護支援専門員を指導している介護支援専門員 (2) ケアマネジメントリーダー研修受講者 (3) ケアマネジメントリーダー実務（相談、地域の介護支援専門員への支援等）に従事している者 2 育成計画を策定しているセンターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算 5 年以上であるもの
-----------	---

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市訓令第 12 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程及び津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程及び津市事務専決規程の一部を改正する訓令

(津市支所及び出張所処務規程の一部改正)

第 1 条 津市支所及び出張所処務規程（平成 18 年津市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 久居総合支所の表市民課の部介護・保険担当の項第 11 号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、「（被保険者証の更新を除く。）」を削り、同項第 27 号中「後期高齢者医療被保険者証等」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

別表第 1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項第 38 号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、「（被保険者証の更新を除く。）」を削り、同項第 54 号中「後期高齢者医療被保険者証等」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

別表第 5 久居総合支所の表市民課の部第 19 項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、「（被保険者証の更新を除く。）」を削り、同部第 28 項中「後期高齢者医療被保険者証等」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

別表第 5 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部第 44 項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、「（被保険者証の更新を除く。）」を削り、同部第 53 項中「後期高齢者医療被保険者証等」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

別表第 8 第 9 号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

（津市事務専決規程の一部改正）

第 2 条 津市事務専決規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 個別専決事項の表健康福祉部の表保険医療助成課の部第 9 項及び第 1 2 項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同部第 3 1 項中「後期高齢者医療被保険者証等」を「後期高齢者医療資格確認書等」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

津市告示第 2 7 2 号

令和 6 年第 4 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 2 7 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 8 5 条第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社 T A O
- 2 事業所の名称
居宅ライフケア たお
- 3 事業所の所在地
津市白山町川口 2 2 1 番地 3
- 4 廃止年月日
令和 6 年 1 0 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 2 7 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
有限会社共生
- 2 事業所の名称
フラワーロード栄
- 3 事業所の所在地
津市栄町四丁目 1 8 5 番地
- 4 廃止年月日
令和 6 年 1 1 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 2 7 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
輪株式会社
- 2 事業所の名称
デイサービス五色の雲
- 3 事業所の所在地
津市榊原町 6 0 6 6 番地 1
- 4 指定年月日
令和 6 年 1 2 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市公告第 1 7 1 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

506111802

公 告 日	令和6年11月18日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和6年度北道維第19号 安濃町太田地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 安濃町太田		地内		
工 事 概 要	基層 114m2 表層 114m2 路側防護柵工 38m プレキャスト擁壁工 36m				
工 期	契約締結の日から 令和7年3月10日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】安濃	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年11月29日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年11月21日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年11月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年11月29日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月4日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	6,586,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ <u>本件は週休2日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

506111803

公 告 日	令和6年11月18日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	令和6年度農基補第6号 一志町大仰地内水路改修工事				
工 事 場 所	津市 一志町大仰 地内				
工 事 概 要	プレキャスト開渠工 42.0m				
工 期	契約締結の日から 令和7年2月28日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】一志	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・白山・美杉	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
	その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年11月29日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年11月21日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年11月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年11月29日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月4日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,646,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506111804

公 告 日	令和6年11月18日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和6年度北狭道補第3号 河芸町南黒田及び河芸町一色地内狭あい道路整備工事				
工 事 場 所	津市 河芸町南黒田及び河芸町一色 地内				
工 事 概 要	表層 124m2 側溝工 79m 集水桝・マンホール工 6箇所				
工 期	契約締結の日から 令和7年2月28日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】芸濃	【格付】D・C	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】美里・安濃	【格付】D	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年11月29日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年11月21日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年11月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年11月29日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月4日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,246,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506111805

公 告 日	令和6年11月18日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和6年度北道維第18号 河芸町中瀬及び河芸町南黒田地内道路改修工事				
工 事 場 所	津市 河芸町中瀬及び河芸町南黒田		地内		
工 事 概 要	表層 36m2 側溝工 45m				
工 期	契約締結の日から 令和7年2月25日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】芸濃	【格付】D・C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】美里・安濃	【格付】D	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年11月29日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年11月21日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年11月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年11月29日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月4日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	3,527,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506111806

公 告 日	令和6年11月18日		工 事 担 当 課	事業調整室	
工 事 名	令和6年度事調用地第1号 津市河芸町上野建設発生土処分場整備工事				
工 事 場 所	津市 河芸町上野		地内		
工 事 概 要	側溝工 31m 管渠工 61m 集水桝・マンホール工 4箇所				
工 期	契約締結の日から 令和7年3月14日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A2・A1	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年12月6日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年11月27日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和6年12月2日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和6年12月6日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月11日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	23,385,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・<u>本件は週休2日モデル工事(受注者希望型) 試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

506111807

公 告 日	令和6年11月18日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和6年度建整消総経第2号 消防訓練施設造成工事				
工 事 場 所	津市 栗真中山町		地内		
工 事 概 要	張りコンクリート工 85m2 側溝工 97m 集水桝・マンホール工 2箇所 柵工 99m				
工 期	契約締結の日から 令和7年5月12日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年12月6日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年11月27日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年12月2日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年12月6日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月11日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	10,195,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	有				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ <u>本件は週休2日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u>				

事後審査型条件付一般競争入札

506111808

公 告 日	令和6年11月18日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和6年度南道維補継第1号 佐田三ヶ野線法面对策工事			
工 事 場 所	津市 白山町三ヶ野	地内		
工 事 概 要	表層 410m ² 集水桝・マンホール工 4箇所 法面吹付工 1,094m ²			
工 期	契約締結の日から 令和7年8月25日 まで			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成26年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された法枠工又は法面吹付工による工事(共同企業 体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りではない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年12月6日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和6年11月27日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和6年12月2日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和6年12月6日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月11日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	77,913,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	有			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型) 試行案件です。 ・週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。			

津市公告第 1 7 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 1 1 月 1 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居小野辺町字北小膳田 9 2 5 番 3、9 2 5 番 4
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市垂水 2 9 9 0 番 3 9
有限会社カトレア
取締役 久世 喜裕

津市公告第 1 7 3 号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 4 7 年三重県条例第 4 1 号）
第 6 条の規定により確認した宅地開発事業に関する工事が完了しましたので、
同条例第 1 2 条第 4 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 1 1 月 1 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市庄田町字馬廻り 3 5 9 6 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市庄田町 2 2 0 2 番地 2 1
株式会社大興
代表取締役 太田 耕一

津市公告第 1 7 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 1 1 月 1 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋六丁目 3 4 0 8 番 1 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市東町 6 0 1 番 1
株式会社フェイスジャパン
代表取締役 鈴木 紋菜

津市公告第 1 7 5 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

506112501

公 告 日	令和6年11月25日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和6年度建整道新補第7号 一身田町長岡線道路改良工事（その2）				
工 事 場 所	津市 一身田町及び一身田大古曽 地内				
工 事 概 要	側溝工 212m 縁石工 99m 管渠工 18m 集水桝・マンホール工 10箇所 表層 991m ² プレキャスト擁壁工 8m				
工 期	契約締結の日から 令和7年3月25日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年12月13日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年12月4日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年12月9日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年12月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月18日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	32,505,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

506112502

公 告 日	令和6年11月25日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和6年度北道維補第2号 河芸環状線道路改良（舗装）工事				
工 事 場 所	津市 河芸町赤部		地内		
工 事 概 要	表層 907m2 基層 907m2				
工 期	契約締結の日から 令和7年3月11日 まで				
発 注 業 種	舗装				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・美杉	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和6年12月13日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和6年12月4日 午後5時 まで （指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年12月9日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和6年12月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和6年12月18日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	11,572,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

津市公告第 1 7 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 1 1 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市戸木町字東出 7 0 1 0 番ほか 4 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市高茶屋小森町 4 0 0 0 番地 2
株式会社川崎ハウジング中部支社
支配人 小野 敬大

津市公告第 1 7 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市芸濃町棕本字東豊久野 3 0 1 3 番 1、3 0 1 3 番 3

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市芸濃町棕本 5 0 2 2 番地の 4

有限会社 丸藤建設

代表取締役 増地 藤之

津市公告第 1 7 8 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
雲出長常町	池ノ上	1635番	415	20.15	農地	農業用 施設用地

津市公告第 1 7 9 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
芸濃町 北神山	下前興	2043番	2,067	1354.40	農地	農業用 施設用地

津市公告第 1 8 0 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
河芸町 赤部	中六	719番	1,828	1,828	農地	農業用 施設用地

津市上下水道事業告示第 15 号

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定について（平成 18 年津市水道局告示第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 25 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

表中「株式会社中京銀行」を「株式会社あいち銀行」に改める。

津市監査委員告示第7号

令和6年9月10日付けで郵送提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和6年11月5日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和6年11月21日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	渡	邊	晃	一

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和6年9月10日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 大 原 敦 子

請求人代理人

長谷川 祐希

3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

ア 労働安全衛生法の規定によれば、常時50人以上の労働者を使用する事業所においては産業医を選任しなければならない。津市立久居中学校の教職員数は50人以上であり、この規定は同校にも適用される。

イ 今年7月24日付けで「津市立久居中学校に関する文書」のうち「産業医に支払う人件費として用意された金額が示された文書」を情報公開請求したところ、「歳出予算内示書」が開示された。したがって、津市立久居中学校では、出勤記録こそ存在しないものの、産業医が選任されている。

ウ 衛生委員会は法令上月1回以上開催し、議事録を適切に作成した上で3年間保存しなければならないとされており、産業医の参加も必須である。しかし、今年4月1日から情報公開請求によって関係文書を入手した7月24日までの期間において衛生委員会の議事録は7月19日開催分しかなく、産業医については出席していない。

エ 産業医による職場巡視は月1回以上、衛生管理者による職場巡視は週1回以上実施することが法令で義務付けられている。ただし、労働安全衛生規則第15条の規定により、産業医が事業者から毎月1回以上、衛生管理者が行う職場巡視の結果を得て、かつ事業者の同意を得ているときは、産業医による職場巡視は少なくとも2か月に1回で良いとされている。しかし、今年7月19日時点で職場巡視記録について情報公開請求を行った結果、開示されたのは昨年度の分のみであり、今年度については開示されなかった。これは少なくとも4～6月につ

いて産業医も衛生管理者も職場巡視を行っていなかったことを意味するため、職場巡視の実施回数は不適法であるといえる。

オ 月に1回以上の職場巡視や衛生委員会への出席といった予防的措置こそが産業医の中心的な役割であるが、それらが法定基準に従わず、全く行われていない。産業医が実際に行った業務内容は不明であるが、仮に各種書類への捺印や年1回の健康診断後の面接、長時間の時間外労働を行った教職員への面接の備えといった周辺的な雑務だけを行い、報酬もその分だけしか受け取っていなかったとしても、業務内容相応の報酬だから良いとはならない。そもそも中心的な役割を果たしていなければ、その周辺の役割も生じ得ないものであるから、職務を全く行っていないのと同じである。したがって、報酬についても発生しない。

カ 津市の産業医の報酬は月額20万円（4万円×5か所分）であり、津市立久居中学校にかかる産業医の人件費はこのうちの1か所分である月額4万円であると考えられる。これはすなわち、津市立久居中学校長は産業医に対して初めから産業医としての役割を期待せず、本来産業医を派遣すべき回数について派遣要請をしなかったことを意味する。これは名義貸しに対する謝礼として月額4万円を支払ってきたことを意味する。

キ 津市立久居中学校に産業医が派遣される回数が法定基準に満たないのは、津市立久居中学校長が教職員の健康等への配慮よりも産業医の設置という形式上の法令遵守をアピールすることを目的としたためだと考えられる。形式上の法令遵守のアピールのために月額4万円の公金が支出されていたとすれば、市の財産に損害を与えたということになる。また、請求人は教職員組合「みえ教育ネットワーク教職員ユニオン」の委員長として学校における教職員の労働環境改善を訴えてきているが、請求人に限らず、このような取り扱いが学校現場で行われていることを知って、教育現場への信頼を失う市民はいるはずである。

本件は公金の不当な支出と言わざるを得ない。なお、2011年度の大阪市の事例でも、産業医の職務が形骸化しているケースについて、報酬の自主返納等の措置が取られている。

ク 以上のことから、津市立久居中学校長に対し、2024年度における津市立久居中学校の産業医に対する医務謝礼月額4万円に月数を乗

じた金額を自ら市に弁済することや、産業医に謝礼の自主的な返還を求めることといった必要な措置をとることを請求する。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を総務部人事課及び教育委員会事務局学校教育部学校教育課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

なお、請求人代理人から陳述を希望しない旨の申出があったため、陳述の聴取は行っていない。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提供を受けた関係書類、令和6年9月27日に関係職員から聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 中学校に係る産業医の選任について

津市職員安全衛生管理規程（平成19年訓令第8号。以下「規程」という。）第19条において、別表第1の左欄に掲げる箇所（各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼稚園）ごとに労働安全衛生法第13条に規定する産業医を置き、医師のうちから、任命権者（教育委員会）がこれを選任するとされているが、教育委員会においては、選任の手続はなされておらず、市長が市長部局の産業医と併せて、各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼稚園の産業医も選任していた。

(2) 学校安全衛生委員会について

ア 委員の指名日

令和6年4月1日

イ 委員の指名期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日

ウ 委員会の構成（計16名）

- (ア) 安全衛生管理者 1 名
- (イ) 産業医 1 名
- (ウ) 安全管理者 1 名
- (エ) 衛生管理者 1 名
- (オ) 安全衛生推進者 1 名
- (カ) 衛生推進者代表 4 名
- (キ) 職員代表 7 名

エ 令和 6 年度開催について

- (ア) 開催回数及び開催日
1 回（令和 6 年 8 月 8 日）
- (イ) 産業医の出席の有無
有り

(3) 産業医による職場巡視について

労働安全衛生規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 2 号。以下「省令」という。）第 1 5 条の規定による産業医による職場巡視は実施されていなかった。

(2) 津市産業医業務委託契約について

ア 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

イ 契約の相手方

〇〇〇〇（津市内医療機関の産業医の資格を有する医師）

ウ 委託業務を実施する箇所及び契約金額

(ア) 本庁等（税込み月額 4 万円）

本庁舎及びメッセウイング・みえに設置される部等（選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局及び議会事務局を含み、教育委員会事務局を除く。）並びに河芸庁舎（河芸教育事務所を除く。）、芸濃庁舎（芸濃教育事務所を除く。）、美里庁舎（美里教育事務所を除く。）、安濃庁舎（安濃教育事務所を除く。）、香良洲庁舎（香良洲教育事務所を除く。）、一志庁舎（一志教育事務所を除く。）、白山庁舎（一志事業所及び白山教育事務所を除く。）、美杉庁舎（美杉教育事務所を除く。）及び三重短期大学に設置される課等を一体としたもの

(イ) 教育委員会事務局（各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼

稚園を除く。) (税込み月額 4 万円)

- (ウ) 各小学校、各中学校、義務教育学校及び各幼稚園 (税込み月額 4 万円)

エ 委託業務の内容

- (ア) 健康相談の開催及び長時間勤務職員並びに心理的な負担の程度を把握するための検査において高ストレス判定を受けた職員に対する面接指導の津市応急クリニックでの週 1 回の実施
 - (イ) 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関すること
 - (ロ) 作業環境の維持管理に関すること
 - (ハ) 作業の管理に関すること
 - (ニ) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること
 - (ホ) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - (ヘ) 衛生教育に関すること
 - (ヘ) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置
 - (セ) 前各号に掲げる事項について、必要に応じて任命権者又は安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言すること
 - (コ) 安全衛生委員会への出席
 - (サ) 職場を定期的に巡視し、作業又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること
 - (シ) 定期健康診断の結果に対する事後措置
 - (ス) 休職者に対する職場復帰支援
- (3) 委託料の支出について
- ア 令和 6 年 4 月分
 - (ア) 支出負担行為日及び支出負担行為金額
令和 6 年 4 月 1 日 (12 万円 × 12 か月 = 144 万円)
 - (イ) 支出命令日及び支出命令額
令和 6 年 5 月 2 日 (12 万円)
 - (ウ) 検査年月日及び検査者
令和 6 年 4 月 30 日 (人事課長)
 - イ 令和 6 年 5 月分

(ア) 支出命令日及び支出命令額

令和 6 年 6 月 4 日 (12 万円)

(イ) 検査年月日及び検査者

令和 6 年 5 月 31 日 (人事課長)

ウ 令和 6 年 6 月分

(ア) 支出命令日及び支出命令額

令和 6 年 7 月 1 日 (12 万円)

(イ) 検査年月日及び検査者

令和 6 年 7 月 1 日 (人事課長)

2 本件監査請求の適法性に係る判断

請求人は、津市立久居中学校の産業医が、令和 6 年 4 月から 6 月までの間、省令第 15 条の規定による職場巡視を行っていない上、同年 7 月 19 日に開催された衛生委員会にも出席していないのに、市が月額 4 万円の報酬を支払っていることは、不当な公金の支出であると主張している。これは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条の住民監査請求の対象とする財務会計行為のうち、不当な公金の支出と解されることから、適法な請求であると判断した。

3 適法な監査請求に係る判断

請求人は、久居中学校の産業医が、令和 6 年 4 月から 6 月までの間、月 1 回以上の職場巡視や学校安全衛生委員会への出席などの法定基準を満たしていないのに、産業医に対し、月額の委託料を支出するのは不当な公金の支出であると主張している。

しかしながら、委託料は、地方公共団体がその権限に属する事務、事業等を直接実施せず、他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支払われる経費であり、住民監査請求の対象とする財務会計行為としての不当な公金の支出に当たるか否かの判断は、労働安全衛生法その他関係法令の規定とは別個に、久居中学校の産業医が、市の委託した業務を履行しているか否かを検討すれば足りる。

津市産業医業務の仕様書によると、委託業務を実施する箇所は、本庁舎等、教育員会事務局、各小中学校、義務教育学校及び各幼稚園と広範囲なものとなっており、委託業務の内容についても、上記の 1 確認した事実の概要、エ委託業務の内容における(ア)から(ス)までと多岐に渡っており、1 年間を通じた包括的なものとされている。

委託業務を実施する3箇所について、それぞれ月額4万円の委託料を支払う契約にはなっているものの、業務の性質からすると、毎月の業務履行の対価としての委託料というよりは、1年間の包括的な業務履行に対する月額報酬とみなせるものであり、請求人が主張する令和6年4月から6月までの間、久居中学校の職場巡視を行っていないこと、職場安全衛生会議に出席していないことだけをもって、各小中学校、義務教育学校及び各幼稚園全体に対する月額4万円の委託料を支出することが、違法・不当な公金の支出であるとは言えない。

また、委託料の支出に係る支出負担行為、支出命令についても、津市会計規則に基づき適正に行われており、何ら違法・不当な点は認められない。

請求人が主張するとおり、久居中学校への月1回以上の職場巡視は行われておらず、産業医の職務としては一部省令どおり行われていないものの、月額報酬の性質を有する委託料の支出自体に違法・不当な点は認められないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

第4 意見

学校産業医への月額4万円の委託料の支出については、不当・違法な点は認められなかったが、近年、学校現場においては、教職員の働く環境は厳しさを増しており、職場における教職員の安全と健康を確保することは、これまで以上に地方自治体に課されている責務である。

労働安全衛生法その他関係法令上の産業医の職務と規程上の産業医の役割を組織として十分に整理し、教職員が安心して健康に働ける職場環境の整備に尽力されたい。

以上